

第12号議案

中野区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出します。

令和5年（2023年）3月24日

提出者 中野区教育委員会教育長 入野 貴美子

（提案理由）

勤勉手当の支給割合を改めるとともに、地方公務員法の改正による定年前再任用短時間勤務制の導入等に伴い、規定を整備する必要がある。

中野区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

中野区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成12年中野区教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「100分の112.5」を「100分の107.5」に、「100分の132.5」を「100分の127.5」に改め、同項第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「100分の55」を「100分の52.5」に、「100分の65」を「100分の62.5」に改める。

第5条第1項中「第10号」の次に「及び第11号」を加え、「第14号」を「第15号」に改め、同項中第18号を第19号とし、第11号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業をしている職員として在職した期間

第5条第4項中「法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第5項中「、職免条例」を「、法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業により勤務しない時間、職免条例」に改め、同条第6項及び第7項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第6条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間

勤務職員」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員は、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、この規則による改正後の中野区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第4条第1項の規定を適用する。
- 3 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第5条第4項、第6項及び第7項並びに第6条第2項の規定を適用する。